

令和7・8年度新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合含む）

建設工事入札参加資格審査申請要領

（随時申請）

令和7・8年度において、新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合を含む）が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

1 提出期間及び提出方法

（1）提出形式

「提出書類一覧」の①～⑭の順に、紙ひも綴じ、ホチキス綴じ又はクリップ留めで提出してください。（ファイル綴じ、黒紐綴じは不可）

（2）提出部数

1部（新発田地域広域事務組合、下越福祉行政組合共通）

（3）提出期間

令和7年5月1日から令和8年9月20日までに郵送で提出してください。

（9月20日消印有効）

※毎月20日までに申請書を受け付けた方は翌月の1日から、それ以降に受け付けた方は翌々月の1日からの登録になります。

（4）提出先

新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合含む）
事務局 総務課 総務係
〒957-0053 新発田市中央町5-4-7（広域合同庁舎3階）
TEL：0254-26-1501 FAX：0254-23-5589

※ 受付印が必要な方は、切手を貼ったはがき又は返信用封筒を同封してください。

2 参加資格の種類（建設工事の種類）

以下の30種類です。それぞれの種類ごとに資格審査の受付をします。

- | | | |
|---------------------|---------------|--------------|
| (1) 土木一式工事 | (11) 鋼構造物工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (2) 建築一式工事 | (12) 鉄筋工事 | (22) 電気通信工事 |
| (3) 大工工事 | (13) 舗装工事 | (23) 造園工事 |
| (4) 左官工事 | (14) しゅんせつ工事 | (24) さく井工事 |
| (5) とび・土工・コンクリート工事 | (15) 板金工事 | (25) 建具工事 |
| (6) 石工事 | (16) ガラス工事 | (26) 水道施設工事 |
| (7) 屋根工事 | (17) 塗装工事 | (27) 消防施設工事 |
| (8) 電気工事 | (18) 防水工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (9) 管工事 | (19) 内装仕上工事 | (29) 法面処理工事※ |
| (10) タイル・れんが・ブロック工事 | (20) 機械器具設置工事 | (30) 解体工事 |

※ 当組合では、建設業法の許可工種(29工種)に加え、とび・大工・コンクリート工事の

内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の1工種として、とび・大工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますので御注意ください。

3 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者
- (2) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令167条の11第1項において準用する場合も含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (5) 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも工事完成高を有しない者
- (6) 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (8) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 暴力団員であると認められる者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (12) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（13）において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (13) 法人であって、その役員のうちに上記（9）から（11）までのいずれかに該当する者がある者
- (14) 市町村税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者
- (15) 次のアからウまでにあげる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (16) 第3号様式に掲げる国家資格者等が、「7 入札参加資格の格付けについて」の表中各工種の最低等級の技術職員数の要件を満たさない者

4 参加資格の有効期間

名簿に登録された日から令和9年4月30日まで

5 提出書類一覧

申請書及び添付書類	組合管内 建設業者 <注1>	組合管外 建設業者 <注1>
① 令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請書等提出チェックシート（組合様式）	◎	◎
② 建設工事入札参加資格審査申請書（組合様式）	◎	◎
③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	◎	◎
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（新潟県の第2号様式）	◎	◎
⑤ 委任状（任意様式）	○	○
⑥ 建設業許可申請書及び別紙2の写し（建設業許可証明書及び営業所一覧でも可）	○	○
⑦ 技術職員数等に関する書類（新潟県の第3号様式）	●	●
⑧ 技術職員数一覧（新潟県の第6号様式）	<注2>	<注2>
⑨ 技術職員名簿（組合様式・任意様式可）	◎	◎
⑩ 工事経歴書（直近2年分・経営事項審査時に添付したものの写し）	◎	◎
⑪ 指定工事の施工実績に関する書類（新潟県の第4号様式）	△	△
⑫ 舗装機械の所有状況に関する書類（新潟県の第5号様式）	舗装申請者のみ提出	×
⑬ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類	△	△
⑭ 適用除外申告書	△	△
⑮ 市町村の納税証明書（未納税額のない証明書用）（担当課で交付・写し可）	◎	×
⑯ 新潟県の納税証明書（未納税額のない証明書用）（写し可）	●	●
⑰ 法人税または所得税の納税証明書（未納税額のない証明書用）（写し可）	◎	◎
⑱ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明書用）（写し可）	◎	◎
⑲ 発注者別評価点申告書（組合様式）	●	●
⑳ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書（組合様式）	◎	◎

②① 資本関係・人的関係に関する届出書（組合様式）	◎	◎
---------------------------	---	---

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合でも、**該当なし**と記入してください。）

○：主たる営業所に代わって、組合との入札・契約行為を営業所等に委任する方のみ提出してください。

●：「土木一式」・「建築一式」・「電気」・「管」のいずれかの工種について入札の参加登録を希望する方は提出してください。ただし、組管外建設業者において、「⑩ 新潟県の納税証明書」の提出については、前記の場合でかつ新潟県に納税義務がある方のみ提出してください。

△：該当がある方のみ提出してください。

×：提出の必要はありません。

＜注１＞ 「組管管内」とは、当組合を構成する新発田市、村上市、新潟市（旧豊栄市区域）、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村の８市町村をいいます。

また、「組管管内建設業者」とは、組管管内に営業所（建設業法第３条第１項に規定する営業所をいいます。）が所在する建設業者を、「組管外建設業者」とは、組管管内建設業者以外の建設業者をいいます。（以下同じ）

＜注２＞ 「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」のいずれかの工種について入札の参加登録を希望する方で、技術職員数の補正を行う場合に提出してください。

6 提出書類の作成・記入方法

① 令和７・８年度建設工事入札参加資格審査申請書等提出チェックシート

申請者は**太枠の中のみ**記入してください。

（１）「申請者（商号又は名称、代表者の役職及び氏名）」の欄

商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。

（２）「申請内容に関する問い合わせ先」の欄

申請書の内容に関する問い合わせがある場合に連絡させていただきますので、回答をいただける電話番号と担当者を記入してください。

（３）「申請者チェック」の欄

提出する書類には「○」を、提出しない書類には「×」を記入してください。

② 建設工事入札参加資格審査申請書

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第２ 記入方法」を参照してください。新潟県の第１号様式とは一部異なり、法人番号記入欄があります。この欄には国税庁から通知された１３桁の番号を記入してください。（該当がある場合のみ）

※個人事業主の方は記入不要です。

③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

審査基準日が令和５年７月２９日以降であり、かつ有効な通知書であることが必要です。（該当する通知書が２以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。）

④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（新潟県の第２号様式）

該当がない場合は、「該当なし」と記入して提出してください。

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第２ 記入方法」を参照してください。

⑤ 委任状

主たる営業所に代わって、組合との入札・契約行為を営業所等に委任する方のみ提出してください。書式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

- (1) 委任者は、建設業の許可を受けている本人（法人の場合はその代表者。以下同じ。）であること。
- (2) 受任者は、主たる営業所に代わって組合との建設工事の請負契約について、すべての責任を負う建設業の許可のある営業所の代表者であって、建設業法施行令第3条に規定する使用人であること。
- (3) 委任する内容に、参加資格の有効期間（令和7年5月1日～令和9年4月30日）を通じて、組合が発注する建設工事に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4) 委任先の提出先（宛名）は「管理者 新発田市長」であること。
- (5) 委任者及び受任者の押印があること。
- (6) 委任を受ける営業所は、一箇所に限ります。

⑥ 建設業許可申請書及び別紙2の写し（建設業許可証明書でも可）

主たる営業所に代わって、組合との入札・契約行為を営業所等に委任する方のみ提出してください。

建設業許可行政庁の確認印のあるものの写しを提出してください。

⑦ 技術職員数等に関する書類（新潟県の第3号様式）

「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」のいずれかの工種について入札の参加登録を希望する場合に提出してください。

この様式は、経営事項審査の審査基準日現在における状況で、必要な事項を記入してください。

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第2 記入方法」を参照してください。

⑧ 技術職員数一覧（新潟県の第6号様式）

⑦の「技術職員数等に関する書類（新潟県の第3号様式）」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した場合のみ提出してください。

技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書）の写しを添付してください。（資格者証等は、同一の資格であっても工種ごとに提示し、どの工種に関するものか分かるように、付箋・インデックス等を付けてください。）

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第2 記入方法」を参照してください。

⑨ 技術職員名簿（組合様式・任意様式可）

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する職員（以下「技術職員」といいます。）の氏名、生年月日及びその方が所有している資格の種類、並びに建設業監理 技術者資格者証に係る建設業の種類及びその交付番号について、経営事項審査の審査基準日現在の状況で、次のとおり記入してください。なお、任意様式でも提出可とします。

(1) 「氏名」の欄

ア 「フリガナ」の欄

技術職員の氏名をカタカナで記入してください。

イ 「漢字」の欄

左詰めとし、姓と名の間を1文字分空けて記入してください。

(2)「生年月日」の欄

ア 年号の欄

明治：「M」 大正：「T」 昭和：「S」 平成：「H」

イ 年月日の欄

生年月日について、年、月、日をそれぞれ2桁で記入してください。

《例》昭和42年12月8日生まれの場合、「S421208」

(3)「有資格区分コード」の欄

技術職員が有する資格について、資格区分ごとに3桁のコード番号を、左詰めで記入してください。(コード番号は、経営事項審査申請におけるコード番号と同じです。)

(4)「実務経験業種」の欄

「有資格区分コード」の欄に、「001」、「002」、「003」、「004」を記入された技術職員について、主に担当している建設業の種類、2業種を限度として、別紙「2業種区分コード表」より、2桁のコード番号を記入してください。

(5)「監理技術者資格者証」の欄

技術職員のうち、建設業監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講している技術職員に限り、次のとおり記入してください。

ア 「登録業種」の欄

建設業監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類を、別紙「2業種区分コード表」により、該当する2桁のコード番号を記入してください。

イ 「交付番号」の欄

建設業監理技術者資格者証の交付番号を右詰めで、記入してください。

⑩ 工事経歴書

入札の参加登録を希望する工種について、経営事項審査時に添付した工事経歴書の写しをつけてください。完成工事高の3年平均が0の場合は登録できません。ただし、完成工事高の2年平均が0であっても、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に記載の審査基準日より過去3年間で完成した工事がある場合は登録できます。前回の経営事項審査時に添付した工事経歴書の写しを添付してください。

⑪ 指定工事の施工実績に関する書類（新潟県の第4号様式）

該当がある方のみ提出してください。

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第2 記入方法」を参照してください。

⑫ 舗装機械の所有状況に関する書類（新潟県の第5号様式）

舗装申請者のみ提出してください。

記入方法は「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」の「第2 記入方法」を参照してください。

⑬ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類

③において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った者のみ、以下の書類を提出してください。

当該書類により未加入でなくなったことが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

(1) 健康保険・厚生年金保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

・申請時の直近1か月の領収証書の写し

- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し

（２）雇用保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し

⑭ 適用除外申告書

③において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった者は、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。

当該書類により適用除外であることが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

⑮ 市町村の納税証明書

組管内建設業者のみ提出してください。証明年月日が申請書提出日以前３か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

⑯ 新潟県の納税証明書

「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」のいずれかの工種について申請する場合に提出してください。ただし、組管外建設業者については、前記の場合でかつ新潟県に納税義務がある方のみ提出してください。

証明年月日が申請書提出日以前３か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

⑰⑱ 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のものを提出してください。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その３の２」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その３の３」

証明年月日が申請書提出日以前３か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

⑲ 発注者別評価点申告書

「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」のいずれかの工種について入札の参加登録を希望する方は、別紙「発注者別評価点申告書提出要領」をご覧ください。

⑳ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書

この様式は、暴力団等にいずれも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入してください。押印は不要です。

※ 営業所に委任している場合であっても、主たる営業所の代表者からの記名の上、提出してください。

㉑ 資本関係・人的関係に関する届出書

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がな

いは、「4 該当なし」を丸で囲み、提出してください。押印は不要です。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ 営業所に委任している場合であっても、主たる営業所の代表者からの記名の上、提出してください。

7 入札参加資格の格付けについて

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」について、A、B、Cの等級に格付けを行います。格付けにおける技術職員数及び総合評点は次のとおりです。格付けについては以下の表の各等級に対応する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」といいます。）の「総合評点」、「1級技術職員数」及び「1、2級技術職員の合計数」のすべての要件を満たしていることが必要です。

通常、格付けは総合評定値通知書の総合評定値（P点）に発注者別評価点を加算して得た「総合評点」及び技術職員数をもとに行います。

ただし、6 ⑦の「技術職員数等に関する書類」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した方は、6 ⑧「技術職員数一覧」を提出し、その内容が適当と認められる場合に、補正後の技術職員数に基づいて格付けを行うこととします。また、一度格付けされると2年間（令和7・8年度）は格付けが変更されません（詳細は新発田地域広域事務組合建設工事入札参加資格審査規程実施要綱による。）。

工種	等級	総合評点	技術職員数	
			1級	1級＋2級
土木一式工事	A	840点以上	2人以上	7人以上
	B	730点以上	1人以上	3人以上
	C	730点未満		1人以上
建築一式工事	A	820点以上	2人以上	5人以上
	B	700点以上		3人以上
	C	700点未満		1人以上
電気工事	A	780点以上	1人以上	2人以上
	B	700点以上		1人以上
	C	700点未満		1人以上

管工事	A	7 6 0 点以上	1 人以上	2 人以上
	B	6 8 0 点以上		1 人以上
	C	6 8 0 点未満		1 人以上

注 1) 初年度登録は 1 ランク下位の格付とする。

注 2) 前回の登録より 2 ランク以上アップした場合は、1 ランク下位の格付とする。

注 3) 総合評点の基準は満たすが、技術職員の基準を満たさない場合は、技術職員の基準を満たす等級まで降級する。

例) 土木一式工事

・総合評点740点（総合評定値(P) 710点＋発注者別評価点30点）

・技術職員数 1 級技術職員1人 2 級技術職員1人

★総合評点が 740 点以上となっても、技術職員数（1 級＋2 級）が 2 人のため C ランク となります。

別紙 2

業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
解体工事	解体工事業	(解)	29